

職場の健康診断実施強化月間

政府が、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

本年度の強化月間の取組は、次の事項についてその趣旨を理解した上、各事業場において健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施して下さい。

【取組事項】

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置
- イ 健康診断結果の記録の保存
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく医療保険者が行う特定健康診
査・保健指導との連携
- オ 産業医の選任義務のない小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

なお、派遣元・派遣先事業者においては、派遣労働者は派遣労働者以外の労働者と異なり、健康診断に関する措置義務が派遣元・派遣先に分担して課されているため、以下の事項に留意が必要となります。

《留意事項》

- (ア) 派遣元事業場は一般健康診断、派遣先事業場は特殊健康診断を実施すること。
- (イ) 派遣元事業場は一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録を保存、派遣先事業場は特殊健康診断結果の記録を保存すること。
- (ウ) 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であること。



主要な業種別労働災害発生状況（平成26年と平成27年の比較 8月末現在速報値）

業種別	平成27年 (1月～8月)	平成26年 (1月～8月)	増減数	増減率	構成率
全産業	181	198 (2)	-17 (-2)	-8.6%	100.0%
製造業	75	77 (1)	-2 (-1)	-2.6%	41.4%
食料品	19	12	7	58.3%	10.5%
窯業土石	27	29 (1)	-2 (-1)	-6.9%	14.9%
機械金属等	18	21	-3	-14.3%	9.9%
建設業	15	20	-5	-25.0%	8.3%
土木工事	2	3	-1	-33.3%	1.1%
建築工事	8	14	-6	-42.9%	4.4%
運送業	13	19 (1)	-6 (-1)	-31.6%	7.2%
陸上貨物	12	16 (1)	-4 (-1)	-25.0%	6.6%
農林・畜産・水産業	2	1	1	100.0%	1.1%
商業等	75	81	-6	-7.4%	41.4%
小売業	19	29	-10	-34.5%	10.5%
社会福祉	4	15	-11	-73.3%	2.2%
接客娯楽業	22	23	-1	-4.3%	12.2%
ゴルフ場	14	19	-5	-26.3%	7.7%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。

※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		携帯丸ノコ盤の歯が床に接触して跳ね上がり、ズボンの裾を巻き込み足を切る										
業種	清掃・と畜業	職種	作業員	年齢	70代	性別	男	災害程度	休業見込み 1カ月	経験	10年	
発生状況	携帯丸ノコ盤で廃棄物を切断する作業が終了し、手に持っていた携帯丸ノコ盤を自分の足元の床に置いた時にノコ歯が回転していたため、反発して跳ね上がりノコ歯にズボンの裾が巻き込まれて、ノコ歯と足が接触して負傷した。				事故の型		切れ・こすれ		起因物		木材加工用機械	
	<p>〈概略図〉</p>											
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯丸ノコ盤のノコ歯が停止していない状態で床に置き、回転しているノコ歯が床面に接触して反発し、跳ね上がったこと。 ・ズボンの裾など回転部分に巻き込まれやすいものが近くにある箇所へ携帯丸ノコ盤を置いたこと。 											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯丸ノコ盤の歯の覆いの可動状況等を点検し、有効に作動するよう調整する。 ・携帯丸ノコ盤のノコ歯が完全に停止していることを確認してから床に置く。 ・衣服の袖や裾などで機械等の回転部分に巻き込まれるおそれがあるものには、回転部分を近づけないようにする。またはやむを得ず近づけるときは腕抜き、脚絆等を装着する。 ・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る。 											

災害発生概要		クレーン作業で地切りする時につり荷が崩れて足の上に落下した										
業種	製造業	職種	加工係	年齢	20代	性別	男	災害程度	休業見込み 3カ月	経験	3年	
発生状況	加工済みの製品をクレーンで運搬するため、積み重ねた製品を玉掛け用ワイヤロープで玉掛けして地切りをしようとしたときに玉掛けワイヤロープがつり荷の製品に引っかかり傾いて、上に載っていたつり荷の製品が落下して、クレーンの運転操作をしていた被災者の足に当たり負傷した。				事故の型		落下・飛来		起因物		用具	
	<p>クレーンのフック</p> <p>落下した製品</p>											
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な玉掛けが行われていなかったこと。 ・地切りをするときにつり荷と玉掛けワイヤロープの状況を十分に確認しないで、つり上げたこと。 ・地切りするときにつり荷等が落下して危険が及ぶ箇所に立ち入って、クレーンの運転操作をしていたこと。 											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で適正な玉掛け方法にて玉掛けを行う。 ・地切りをするときは、つり荷と玉掛けワイヤロープの状況を確認して、慎重に地切りすることを徹底する。 ・クレーン作業を行うときは、つり荷の落下等により接触するおそれのある箇所を立ち入り禁止にする。 ・玉掛け技能の向上のための教育等を実施し、玉掛け作業者の技能向上を図る。 											